

令和7年12月定例会 総務県民生活委員会の概要

日時 令和 7年12月15日(月) 開会 午前10時  
閉会 午後 1時45分

場所 第3委員会室

出席委員 阿左美健司委員長  
東山徹副委員長  
橋本健人委員、木下博信委員、藤井健志委員、逢澤圭一郎委員、武内政文委員、  
町田皇介委員、深谷顕史委員、岡村ゆり子委員、城下のり子委員、  
小谷野五雄委員

欠席委員 なし

説明者 [総務部関係]  
表久仁和総務部長、三橋亨人財政策局長、若松孝治税務局長、  
小島孝文契約局長、平岩亮司人事課長、瀧澤剛職員健康支援課長、  
後藤安史文書課長、水書潤学事課長、多胡一茂税務課長、  
金田剛個人県民税対策課長、松金義徳管財課長、  
政近邦生管財課県庁舎再整備政策幹、福田和有統計課長、  
橋口純子総務事務センター所長、池田真一行政監察幹、  
伊藤正経入札課長、植竹真生入札審査課長、林大輔県営競技事務所長

鯨井素子秘書課長

大熊傑整備政策課副課長、  
榎本恒彦営繕課長、田島和彦設備課長

高橋利維議会事務局総務課長

片桐徹也人事委員会事務局長、  
中野純子人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、  
林田泰明任用審査課長

[県民生活部関係]  
横内ゆり県民生活部長、大熊聡県民スポーツ文化局長、  
島村克己県民共生局長、渡邊和貴県民広聴課長、星野雄一広報課長、  
小宮裕二共助社会づくり課長、鶴澤浩美人権・男女共同参画課長、  
堀達也人権・男女共同参画課共生推進幹、川崎賢一郎文化振興課長、  
安部里佳国際課長、山口将毅青少年課長、高野正規スポーツ振興課長、  
柳沢伸明スポーツ振興課スポーツ施設整備推進幹、築地良和消費生活課長、  
佐藤和則防犯・交通安全課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第122号	令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）のうち総務部関係及び県民生活部関係	原案可決
第134号	工事請負契約の締結について（さいたまスーパーアリーナ空間内大規模改修工事（建築・電気））	原案可決
第135号	工事請負契約の締結について（さいたまスーパーアリーナ空間内大規模改修工事（機械））	原案可決
第139号	指定管理者の指定について（埼玉県平和資料館）	原案可決
第168号	審査請求に関する諮問について	答申 （注）
第171号	令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）のうち総務部関係及び県民生活部関係	原案可決
第172号	特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第173号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決

（注）答申の内容

「本件処分は、非違行為の内容及び程度、非違行為の公務に対する信頼に及ぼす影響などの事情を勘案した上で行われており、妥当なものと認められる。よって、本件審査請求は、棄却すべきである。」

2 請願

議請番号	件名	結果
議請第3号	教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育をもとめる私学助成についての請願	不採択
議請第5号	国に対し「消費税率を5%以下に引き下げる意見書」の提出を求める請願書	不採択
議請第7号	「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」を決議し政府に提出することを求める請願	不採択

所管事務調査（県民生活部関係）

スポーツ少年団大会の参加資格について

報告事項（県民生活部関係）

スポーツ科学拠点施設整備運営事業について

【付託議案に対する質疑（総務部関係のうち第168号議案以外の付託議案）】

橋本委員

- 1 別所沼会館解体事業について、その後の計画についての話であるが、今年度の6月定例会の一般質問で、総務部長から「さいたま市の意向も踏まえつつ、魅力的な公園が整備されるように市に協力していく」という答弁があったと思う。その後の、さいたま市の現在の意向と、それに対する県の協力状況について教えていただければと思う。
- 2 さいたまスーパーアリーナの空間内大規模改修工事の機械部分について、資料を見させていただくと、4者中3者の金額が、極端に低いというふうに見受けられるが、入札過程に問題はなかったのかどうか、説明をお願いできればと思う。
- 3 給料表の引上げに関し、人材確保という点で重要だと考えているが、職員給与と民間給与の比較について、民間給与は、今回、比較対象企業規模を50人から100人に見直していると思うが、その影響がどの程度であったのか。
- 4 それを踏まえて、最終的な引上げ幅は、他県と比べてどのような状況になっているのか。

職員健康支援課長

- 1 さいたま市からは、別所沼会館の建物が撤去され、更地の状態となってから、地域住民が多数参加する別所沼公園協議会の意見も踏まえつつ、公園再整備の内容を検討していきたいといった意向を伺っている。そうしたさいたま市の意向を踏まえて、県では、本年度に解体設計を実施しており、来年度に解体工事が実施できるよう調整を進めさせていただいている。引き続き、さいたま市と地域住民の意向が早期に公園整備に反映できるよう、さいたま市に協力をしてまいりたいというふうに考えている。

設備課長

- 2 さいたまスーパーアリーナは、観客席を移動させ、大規模なコンサートから、比較的小規模なイベントにも対応する空間を作り出すことができる可動機構という、世界的にも特殊なシステムを有している。今回の改修では、単に空気調和設備の改修だけでなく、この可動機構によって空間規模が変わっても、空調が効率的に機能するよう調整する工事も含まれており、その旨を設計図書に示していた。低入札であった3者へヒアリングしたところ、3者ともその調整する工事を見落としていたことが分かった。3者の入札価格が低かった理由は、調整する工事を積算に計上していなかったことが原因であり、入札過程には問題はなかったと考えている。

人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長

- 3 職員給与との比較を行う民間企業の規模については、国に準じ、本年の人事委員会勧告から、従来50人以上から100人以上に見直すこととした。本年の公民較差は、企業規模100人以上の事業所と比較した結果、3.51%となったが、仮に企業規模の見直しを行わず、50人以上の企業と比較した場合は、3.2%と試算している。このため、企業規模の見直しによる影響は、プラス0.31ポイントとなっている。
- 4 全都道府県において、今回引上げが勧告されており、本県を含めて33都府県が3%以上の引上げとなっている。その中で、本県は、鹿児島県、熊本県に次ぐ3番目の引上

げ幅となっている。

### 橋本委員

人材確保という観点の中で、引上げ幅の話があったが、若年層に重点を置くという観点で見た場合には、こういった傾斜配分になっているのか。

### 人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長

本年勧告を行った給料表は、全ての職員を対象に引上げを行うものとなっているが、その引上げ率は、初任給を初めとした若年層ほど大きく、年代、職位が上がるほど小さくなっている。給与月額により比較を行うと、高卒初任給では約6.8%、大卒初任給では約5.8%の引上げとなっている。また、20代を中心とする主事級の職員では、約5.0%の引上げとなっているのに対し、30代以上、職位としては、主に主査級以上の職員では、約3.2から3.3%の引上げとなっている。

### 逢澤委員

- 1 補正予算4号の債務負担行為についてであるが、県有施設の改修修繕やエコオフィス化改修事業は、今回の債務負担行為を設定した事業以外に、どれぐらいの規模を次年度予定しているのか。
- 2 かなり多くの施設の改修修繕がまだ行われていないと思うが、今後どのように進めていくのか伺います。
- 3 県有施設エコオフィス化改修事業では、2件、和式トイレの洋式化が予定されているが、ほかに洋式化されていない県有施設はどれぐらいあるのかをお伺いします。
- 4 職員給与に関する条例のところで、通勤手当が片道75キロから100キロという上限を引上げということであるが、そういう100キロぐらいのところから通われている方がどれぐらいいらっしゃるのかと伺っている。車で来ている人は、大体どんな感じでいらっしゃるのかお伺いします。
- 5 今、橋本委員が別所沼会館のことを質問されたと思うが、さいたま市と話し合っ、周辺の方とかの声も聞きながらということ、整備を進めていくということであるが、今まで別所沼会館を持っていたわけであるから、県が主導してやっていくのか、それともさいたま市に投げてしまうのかということなのか、どちらの方向性なのか。県が持ってきたところであるから、県がしっかりと、今後「魅力ある」みたいなところを考えていくのも一つかと思うが、いかがか。

### 管財課長

- 1 総務部では、さいたまスーパーアリーナや埼玉スタジアム2002などの大規模施設を除く庁舎等について、改修・修繕を実施している。令和8年度については、現在予算要求中であるが、長期保全計画を策定し、予算の平準化も図っていることから、令和7年度とおおむね同規模程度になる見込みである。令和7年度の実績であるが、両事業合わせて86施設、約78億円である。
- 2 長期保全計画では、建物の部位や該当設備により異なるが、およそ10年間隔で部分的な修繕、20年間隔で更新というように、施設ごとに予防保全を実施していく予定である。
- 3 県庁舎や事務所などの行政庁舎については、ほぼ洋式化されている。県有施設エコオフィス化改修事業によるトイレ改修も令和8年度で完了する予定である。また、県立や

県営の施設の中には、洋式化が完了していない施設があるが、所管外のため具体的な数は把握をしていない。

#### 人事課長

4 2名おり、いずれも教員ということである。

#### 職員健康支援課長

5 別所沼会館の敷地を含めて、別所沼公園敷地全体が、都市公園法における公園施設に指定をされている。公園施設には都市公園法が適用されるわけであるが、都市公園法では、公園施設を整備できるのは公園管理者と、公園管理者の許可を受けた者に限られているというところがある。その上で、別所沼公園の管理者は、さいたま市であるといったところ、別所沼会館の敷地を新たに開発するためには、さいたま市が直接行うか、あるいは、県がさいたま市の許可を得て開発する必要があるといったことで、まず、敷地の所有者は、今は県であるが、自由な開発が制限されているといったところがある。それから、敷地は県の所有というところであるが、別所沼公園は、元々は昭和26年に、旧浦和市が市営公園として開設した後に、昭和31年に県の方に移管された。平成14年度までは県営公園といったことで運営されていたが、平成15年のさいたま市の政令市移行に伴い、別所沼会館敷地を除く公園全体を県から市の方に無償譲渡しているところである。別所沼会館敷地についても、本来であれば、ほかの公園敷地と同様に、市に無償譲渡すべきところであったが、県営公園期間中に設置した別所沼会館を、引き続き、県職員の福利厚生施設として運営する必要があったといったところで、市と当時調整して、例外的に県有地として残したといった経緯がある。今回、この別所沼公園会館敷地については、都市計画においても、市営の別所沼公園の一部というふうにされており、公園以外の利用ができない土地であるといったことと、今回、県職員の福利厚生施設である別所沼会館の廃止ということで、県による敷地利用がなくなれば、市に移管して、市営公園として再整備されるのが適切であるというふうに考えている。

#### 逢澤委員

- 1 県が敷地を持っているということで、昔からの流れを説明いただいたところであるが、さいたま市が県に許可を与えれば、今までそれでできてきたわけであるから、それを全く、「いやいや、もう県はいい。市にお任せする。」みたいな感じに聞こえた。私はそうではなくて、もっと何かいろいろな工夫ができることはあるのではないかなと思う。それを今ここで議論しても、何かいいものが出てくることはないと思うが、ただ県がそういうふうに、今までどおりの流れの中で何か新しい発想を持っていくということもあっていいのではないかなと思う。その部分は何か完全に抹消しないで、展望の一つとして考えていていただきたいと思うが、いかがか。
- 2 大規模改修について、78億円が来年度、7年度と同規模ということであった。長期保全計画では、10年で部分改修、20年で更新ということであるが、10年スパンだと大体780億とか800億とかそれぐらいの感じになるのか。規模感を教えていただければと思う。
- 3 この議案と完全に関係しているわけではないが、トイレである。県管理の施設については、ほぼ終わっているということであるが、越谷県土整備事務所のトイレの狭あいについて、自民党県議団の方から予算特別委員会等で、何度か本当に狭いということで指摘させていただいているが、その後、どのように検討されているのか。そこをお伺いし

たいと思う。

### 職員健康支援課長

- 1 別所沼公園には、地域住民の方が多数参画する別所沼公園協議会が設けられており、さいたま市が事務局をずっと務めているが、我々県も協議会のメンバーとなっている。こういった協議会を通じて、さいたま市や地元住民の方と意見交換をさせていただきながら、我々どもも一緒に協力させていただくところをしっかりと努めてまいりたいというふうに思っている。

### 管財課長

- 2 長期保全計画を策定する中で、予算の年度間の平準化も図っているので、指摘のあったように、令和7年度と同規模程度の改修工事が10年間続く見込みである。
- 3 私も利用したことがある。そのときは一人であったので、おおむね快適に利用できたが、何人かいると譲り合いが必要と感じたところである。施設の長期保全計画では、令和14年度頃に次の改修を予定している。当面の対応として、小規模な修繕工事の範囲内で工夫をして改善を図ることなどが考えられる。現場の声や利用状況を踏まえて、検討を行う。

### 藤井委員

逢澤委員の質問で、別所沼公園のことがあったが、公園管理者が市で土地の所有者、その会館の所有者が県という、少し複雑というか通常でない形ではあると思うが、逢澤委員がお話しされたように、全部市からの意向に従うというよりも、市と県とそれから地元の協議者とかいろいろいると思うが、先ほどの答弁だと市に協力していくというスタンスが、多分、全部従っていくようなニュアンスにあると思うが、我々としては、そこは従うのではなくて、市と県と調整をしていくという認識をしているが、そういう理解でよいのか。

### 職員健康支援課長

現在、別所沼公園全体が市営公園というふうになっているので、基本的には、市の公園を整備するということは、さいたま市にあるというふうを考えている。県の所有であっても、今申し上げたとおり、自由に開発できるわけではないので、まず、市の方の開発計画というのは、地元の方々と話を調整していただきながら、市の方で開発するところであるが、その部分について、我々も市の意向を踏まえて、協力できるところはしっかりと協力していくという形でいきたいというふうに思っている。

### 藤井委員

意向を踏まえるというところと、そのニュアンスの部分だが、あくまで公園管理者として市の立場があるのももちろん理解しているが、土地の所有者であることとか、元々は県がそこを所有し、管理者であり、市に移管してといういろいろな経緯が複雑に絡んでいるのは理解しているが、行政上、その建て付けとして、公園管理者だから全部市の意向に従うのではなく、最終的には市の意向を見ていくのだろうが、その前段においては、きちんと調整していくのかということを確認したい。

### 総務部長

法制度上、別所沼公園は政令市にさいたま市がなるときに、そこは県ですべて県営公園

として作ってきて、県で買った土地もあった。その政令市の打合せの中で、別所沼公園はさいたま市の公園にしようということで、県で買った分も含めて、さいたま市に譲渡して、市の公園として都市公園になった経緯がある。別所沼会館については、当時から営業していたので、職員の福利厚生として利用するという特別な条件をもって、その部分だけ県の土地として残して運営をしてきたところであるが、今回、職員の福利厚生施設の役割を終えるということで、全部が市の公園となるということであるので、法制度上、さいたま市の都市公園としての中で、次の運営も考えられるということは、法制度上ではあることなので、そこは理解いただきたいと思う。しかしながら、そういう長い経緯もあり、県庁のすぐそばにもあり、協議会に県も入っているのので、そこで、しっかり市とタッグを組んで検討してまいりたいということである。法制度上、あくまで、さいたま市が主眼ということとは理解いただきたいと思う。

### 城下委員

- 1 134号のさいたまスーパーアリーナ空間内大規模改修工事、建築・電気の部分である。入札方式で一般競争入札、総合評価方式であるが、参加事業者は1者ということと、なおかつ落札率が99.9%。本当にどうやったらこういう落札率になるのかなというふうに単純に思うわけである。まず、一つ目であるが、非常に特殊性、専門性が問われる工事だとは思いますが、1者の参加という結果をどのように捉えておられるのか。
- 2 一般競争という観点から見ると、課題があるのではないかというふうに受け止めてしまいが、今後の課題については、どのように受け止めているのか。
- 3 第172号議案である。特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例であるが、先ほど一般職の引上げの部分でも質疑があった。この中で、今回の引上げ、現時点であるが、33都道府県が引上げをするというような説明があったというふうに思う。まず1点目であるが、今回の引上げの影響額、とりわけ特別職について、この172号に関連しての影響額はどれぐらいあるのか。
- 4 これは多分、特別職なので、県議会の方にもリンクしていると思うが、そういう理解でよいかどうか。
- 5 特別職の職員の給与に関しての引上げをしない都道府県もあるのか。

### 営繕課長

- 1 今回の工事発注では、多くの企業に参加いただけるように、一般競争入札等、業界新聞等に幅広く周知してきたところである。また、公告に際しては、設計図書や内訳数量書など、可能な限り公表しており、応札意欲のある企業であれば、適正な価格を積算いただけるようにしているところである。これらにより、応札いただいた企業が高い精度で積算できたものと考えており、結果として、1者の入札で高い落札率となっているが、競争性については確保されているものというふうに考えているところである。
- 2 入札参加形態において、公告では、単体又は特定JVということで、参加要件を幅広くした。結果として、1者の入札であったということであるが、今後も、幅広く業界紙などを通じて情報を提供していきたいと思っている。

### 人事課長

- 3 知事の据置きを除くと610,000円である。
- 4 議員の期末手当については、議員報酬等条例により決まっており、県の特別職に連動

することとされているので、今回の特別職給与条例が改正された場合は、0.05月引き上げることとなると考えている。

- 5 この12月の議会で引上げをされる団体が、40団体というふうに聞いている。ただ、47のうちの残りの七つのうち六つについては、2月定例会で改定する方向で検討中と聞いている。1団体、大阪府については、引き続き改定しない予定と聞いているが、既に今回提案している率、月数を超えている状況がある。

#### 城下委員

- 1 スーパーアリーナの件について、一般競争入札でいろいろ努力をしたが、結果としては1者の応札だったということで、それをもって競争性が確保されているというような説明だったかと思うが、私は少し課題があるのではないかなというふうに認識している。しっかりそこは、幅広い企業や業者が主体的に参加できるような制度設計にしていかないと、見た目には随契みたいな感じにも受け取られかねないような印象があるので、その辺は、今後の対応としては、何か改善すべき点というのは部内では出されたのか。
- 2 特別職について、今答弁いただき、全国では、都道府県の40団体が、この特別職も引上げをするということである。そのうちの大阪については、今回改定しない方向とのことだが、静岡県はその中に入っているのか。まだ引上げがされていない部分では、なかなか財政難が理由で上げないというような判断をしたような都道府県があるように報道があったような気がするが、そこは情報を把握していないか。もし把握していなければ把握していないで結構だが、確認したいと思う。

#### 営繕課長

- 1 今回の工事については、委員御存じのとおり、さいたまスーパーアリーナについては、大規模であること、それと空間内が可動するというような特殊な建物であること。こういったことの背景を踏まえて、結果として1者になったというふうに考えている。対応としては、先ほどと繰り返しとなるが、業界紙の方への周知など、幅広く進めていきたいと思っている。

#### 人事課長

- 2 先ほどの静岡県についてであるが、恐縮だが把握していない。

#### 木下委員

171号の補正5号で聞かせていただきたい。全部局にまたがるが、総務部の方にまとめて見解を聞かせてもらえればと思うが、給与改定での増額になっていて、久しぶりに増額として補正をわざわざかけているなどと思うが、何で今回は飲み込めないで補正になったのかということの理由を聞かせていただきたい。もしかすると、物価が高騰してきて契約差金等が出なくなって、もう飲み込める余力がないということなのか。それとも人事委員会勧告による上昇幅が大きくなったので、こうやってちゃんと補正増しなければ、人件費の増を飲み込めなかったのか。もしくは、3点目として、そうではない何か別の理由があって、今回わざわざ補正をしているということなのか。ここについて、どうして今回は給与改定で補正しているのかお答えいただきたい。

#### 人事課長

財政当局から、人事委員会勧告の引上げ幅が大きかったというふうには聞いている。今

回、月例給でいうと3.5%を超える額になっているが、これは34年ぶりの改定率ということで、非常に高い改定であったというふうに考えている。それに加えて、期末勤勉手当の0.05月であるとか、そういったこともあったということである。

---

## 【付託議案に対する質疑（総務部関係のうち第168号議案）】

### 木下委員

- 1 請求人の主張と処分人の主張、資料でいろいろ詳細に書いてあるが、改めて請求人の主張には理由がない、処分庁の主張には根拠があるという結果というふうに審査庁として判断したように思うが、どのような審査でそう判断したのか教えていただきたい。
- 2 本県で退職手当、今回は全部不支給であるが、一部を支給するというふうにした処分事例があるのかどうか教えていただきたい。

### 人事課長

- 1 基本的には双方から資料を提出していただく中で、反論であるとかというのを、お互いにしながら、提出した資料の内容を確認した結果ということ考えている。そういったやり取りの中で、勘案すべき事情は全て把握して、処分庁が聞き取りを行っていたりということで、原処分が行われたものというふうに考えていて、審査庁としては処分の正当性に根拠があるものと考えている。
- 2 この制度が導入されたのは、平成21年の7月ということになるが、労働基準法に定める解雇予告手当相当分を除いて、退職手当の支給制限を一部に留めたといった事例はない。

### 武内委員

- 1 非違行為に至った動機について、本人はいろいろ主張しているが、酌むべき事情というのがなかったのかどうか。
- 2 非違行為によって、実際にどのような被害あるいは影響があったのか。

### 人事課長

- 1 業務上のストレスで思い悩んで、かなり飲酒してしまったことが原因であるということで主張はされているが、そのストレスの有無にかかわらず、そもそも判断力が低下するほどの飲酒ということは、本人のやはり責めに帰すべき事由であって、その動機について、特に参酌すべき状況がないというふうに考えているところである。
- 2 処分庁に確認したところ、元々別紙の資料に、勘案すべき事情ということを幾つか書かせていただいたが、そのほかにも審査請求人が所属していた高校で、臨時の保護者会を開くなどの保護者対応であるとか、報道機関への対応準備などに奔走することになったということであるとか、スクールカウンセラーの派遣によって、本来不要であった公費負担も一部生じたというふうに聞いている。

---

## 【付託議案に対する質疑（県民生活部関係）】

### 橋本委員

- 1 埼玉県屋内50m水泳整備運営事業についてである。説明の中でもあったが、契約金額の変動は、物価の変動によるものという話だったと思うが、最終的に、事業目的をきちんと果たす建物をしっかりと造っていく必要があると思っている。念のための確認になるが、物価は変動を踏まえてもなお、資料記載の事業目的を果たす計画になっている

かどうか確認させていただきたい。

- 2 埼玉県平和資料館についてである。今回、指定管理者の候補者になっているNPO法人についてであるが、もう1者の審査結果と比べると、危機管理方針及び具体策の項目で他者よりも低い状況になっているが、どのような理由かを教えていただければと思う。
- 3 同じく、このNPO法人について、前回の審査結果と比べて、どのような点数の状況であったのか。

### スポーツ振興課スポーツ施設整備推進幹

- 1 今回の契約では、物価の変動に応じて契約金額を変更する、いわゆるスライド条項を盛り込んでいる。このスライドを適用するのは、事業者及び下請業者に物価上昇に応じた金額を県が支払うことで、事業者が適切に工事を行っていただくためである。委員指摘のとおり、当初の目的、アスリートの競技力向上や、水泳の普及振興という事業目的を果たせないというのは避けなくてはならないことであるので、適切に物価変動に対応して、目的を果たせるようにしてまいりたいと考えている。

### 県民広聴課長

- 2 両者とも提案いただいた危機管理に関しては、非常にいい提案を頂いたところではあるが、候補とならなかった方の団体、こちらが医療法人の社団であって、例えば、急病人が発生したりといった緊急事態の際の医療対応で、非常に具体的で実現可能性が高い提案を頂いたので、その部分が僅かに上回ったというような状況である。
- 3 今回の候補者のNPO法人が5年前に取った点数が383点である。現在が368点というような状況になっている。

### 橋本委員

危機管理方針及び具体策については、是非候補者になっているNPO法人も、きちんと危機管理ができるような状況に、指導・育成していただければと思う。(意見)

審査結果の点数が、今回の方が前回よりも低いということで、今後、埼玉県平和資料館のサービスは向上していけるという判断というか考えでよいかどうか。認識をお伺いできればと思う。

### 県民広聴課長

前回よりも点数低かったわけであるが、承知のように企画提案方式という形で行っており、審査委員による提案事業の相対評価が、非常に大きな部分を占める部分である。点数のみでの単純比較でサービス水準を押し量るとするのはなかなか難しいのは承知いただけたところかと思うが、一応、今回の話については、最低基準点というのを設けさせていただいている。全得点500点満点中、6割となる300点以上の得点が得られない場合は、例え相対評価が高かったとしても、候補者にはならないというような形で、一定の水準のサービスを保てるように制度設計している。今回の件で申し上げると、候補者となったNPO法人は、現在のサービスをやった上で、更にその上乘せとして、利用者増のための新たな提案等があったので、サービス自体は低下することはないというふうに判断している。

### 逢澤委員

- 1 補正予算4号の屋内50m水泳場整備運営事業、物価スライド32億で、今質問でもあったが、その32億の内訳を示していただきたいと思います。

2 指定管理者のところであるが、個人情報の取扱いの適正の確保は、25点中15点で、これも危機管理と同じぐらいほかの項目に比べると低いのかなと思う。個人情報は、今非常に大事なことであるが、その辺はどういう感じなのか。

#### スポーツ振興課スポーツ施設整備推進幹

1 建築工事費が約7億5,000万円、電気設備工事費が約2億4,000万円、空調設備工事費が約8億4,000万円、衛生設備工事費が約5億円、昇降設備工事費が約400万円、外構工事費が約4,000万円、その他現場管理費や光熱水費などの諸経費として約7億2,000万円となっている。

#### 県民広聴課長

2 回答が同じで恐縮であるが、大丈夫だと判断している。あくまでもやはり相対評価の中で、遜色なく、お互いの提案が非常に高いレベルであったという部分で、この点数になっているということなので、心配はしていない。

#### 逢澤委員

この物価スライドのところ、それぞれの値段を聞いたが、各種工事いろいろあると思うが、上昇率が高いのはどこの部分なのかというのを教えていただきたい。

#### スポーツ振興課スポーツ施設整備推進幹

今回上昇率が高いのは、設備工事と呼ばれる工事のところになっている。その中でも特に高いのが、空調設備工事費が約63%の上昇となっている。それから、衛生設備工事費が約37%の上昇となっている。そのほか、電気設備工事費が約21%、昇降設備工事費が約25%の上昇となっている。

#### 逢澤委員

空調が63%の上昇ということで、大分ほかに比べても高いと思うが、空調設備がそんなに上がっている理由は分かるのか。

#### スポーツ振興課スポーツ施設整備推進幹

空調設備は、半導体、電気制御部品というものが大変多く使われている。世界的な半導体不足や原材料の価格高騰により、機器単価が大幅に上昇している。それから、あともう1点、今、全国的に、データセンターや半導体工場などの、空調が非常に必要な建物が多く造られているという事情がある。こういう大型プロジェクトに対応できる設備会社が限られているので、供給が需要に追いつかないということで、非常に価格が上がっているという状況である。

#### 小谷野委員

逢澤委員と少し関連するが、契約するときに、物価の上昇に応じて増えることは仕様がないという意味の契約しているのだと思うが、いつの契約もこういう形でやっているのか。

#### スポーツ振興課スポーツ施設整備推進幹

このスライドというものは、基本的には埼玉県の建設工事では、そういう条項を盛り込んでいるものである。埼玉県建設工事標準約款で、インフレスライド条項というものを定

めており、今回の工事でもこれを準用しているものである。

#### 小谷野委員

そうすると、必ず契約とかそういうふうにやっているということか。

#### スポーツ振興課スポーツ施設整備推進幹

埼玉県建設工事の標準請負約款に定めているものであるもので、基本的にこの建設工事の約款を使っている工事については、全てこのスライド条項というものを盛り込んである。

#### 小谷野委員

私が聞いているのは、それを定めているものは、そういう契約をするが、ほかのは違うということである。

#### スポーツ振興課スポーツ施設整備推進幹

埼玉県内の工事は、この約款に基づいて行われており、この建設工事約款に定めがあるが、どの範囲の工事が、この約款に基づいていて、どこまでの工事が、それに基づいて行われているのかという全体は把握してない。

#### 小谷野委員

私が聞いているのは、こういう時期だから、そういうのをやらなければ契約できないと言われたのかどうかである。当然、県であれば、ある程度その32億円というのは大きなお金なので、民間だったら考えられないような状況になるというふうに思うが、それで工事ができなくて、途中で工事が止まって会社が倒産していると、そういう建物も県内でかなりある。県は、それだけ予算があるからいいのだろうが、やはり業者というのは、そういう上昇もするだろうと見込んだところの契約金ではないのかなと私は思っていたが、ただ、そうしていかないと、足りなければどんどん出すみたいな雰囲気になってしまうと困ると思う。47都道府県の中でも、そういうふうに行っているところが大半なのか。それだけ聞いて終わる。

#### スポーツ振興課スポーツ施設整備推進幹

47都道府県の状況というのは把握してない。先ほど委員がおっしゃった当初見込むべきものもあるのではないかということについては、1%は契約のときに見込むものとしており、この1%を引いた金額にスライドというのを適用するというようになっており、この上昇率が1%を超えた場合には、スライドするという規定になっている。

#### 岡村委員

- 1 今回、2団体が入れてくださって、結果として、この医療法人が点数も非常に低い。この医療法人は、これまで、そういった指定管理を受けたという実績があったところなのかどうかというのを最初に伺う。
- 2 1次審査、2次審査とやられており、なかなか医療法人でこういった専門性の高い指定管理を受けるといのは、普通に考えて難しいのかなと思う。1次審査の書類の審査の中で、そういった経営的な面とか、あと専門的な知見があるかとか、そういった部分を分かることができなかったのか。いつも我々の方でも、できるだけ競争原理を入札で働かせて、良いところにやっていただくということをお願いしているので、こういう形

でこれが果たして競争点数を見ると、次点にもなっていないので、競争原理が働いているのかどうかというのも言い難いところではあるが、1次の段階でどのような判断をされて、2次に進んだのか教えていただきたい。

#### 県民広聴課長

- 1 他自治体の方でも実績があった。
- 2 一つ目の答弁を踏まえてになるが、第1次審査の書類審査のところで、いろいろと中身を審査委員が見る過程の中で、医療法人ならではの提案もあつたりとか、あるいは今回のNPO法人にはないような提案もあつたので、お話をまずはお聞かせいただきたいというようなところもあつて、第1次審査の方は通つたというように理解をしている。

#### 藤井委員

- 1 指定管理の件で伺う。指定管理料のうち人件費があると思うが、配布してある資料には記載がないと思うが、私もあらかじめ人件費の部分を確認させていただくと、過去5年間については、人件費が2,020万円ぐらい、それぞれ年度ごとという形だと思うが、新たな年度については、物価高騰状況なので当然だと思うが、少しずつ増えていっている。最終的には、600万円ほどの増というふうになっていると思うが、この積み上げというのは、物価高騰状況で人件費も高騰している状況だからいいと思うが、この人件費は単純に高騰分を受けた600万円の増なのか、それとも、それ以外の要因があつたのかというのをまず一つお聞きしたいと思う。
- 2 審査結果の内容であるが、審査結果の項目の中に、「県内中小企業者、環境、障害者雇用への配慮」というのがあると思うが、今回は15点である。前回の審査では、19点というふうになっていたと思うが、点数が減少した理由については、評価の仕方が違ったことによるものなのか、それともその提案が前回より弱くなってしまったのか、その他もあるのかもしれないが、この点数が低くなった要因についてどのように認識しているのか、お伺いをしたいと思う。

#### 県民広聴課長

- 1 基本的に物価高騰等を踏まえた人件費の高騰分が積まれているというふうに理解している。
- 2 答弁が重なって恐縮であるが、あくまでも相対評価の中でなつたものと理解しており、特に評価の観点が変わつたとか、あるいは提案が弱かつたといったような指摘のようなものというのは承知していない。

#### 藤井委員

- 1 物価高騰分を見込んでいただくのはいいが、物価高騰等の上乗せの部分をどうやって指定管理料に反映するかは多分二通りあつて、今回の平和資料館のように、応募で手挙げしていただいた段階で、計画で少しずつ上げていくという計画を作つていただくということ。それから二つ目は、毎年度毎年度、平均賃金とかいろいろ指標があるので、そういったものを見ながら、人件費の高騰分を協議して、次年度に反映させるという二つあると思う。計画反映型と年度協議型の二つがあると思うが、確認をさせていただくと、その二つのやり方がどうも県庁全体としては混在しているような状況なのかなと私は思っているが、原則としてどちらを使っていくのか。そういう使い分ける場合とか、あるいは併用があるかもしれないが、その判断基準をどのように整理しているのかという

のをお聞きしたいと思う。

- 2 先ほどの審査結果の県内中小企業者等の話であるが、特に変わった点はないが、点数が減ったということというふうに理解をする。それぞれ評価する人が違えばというのがあるのかもしれないが、例えば、県内中小企業者一つ取っても、本店がある場合とか支店がある場合とか、JVがあつたりとか、あと単純に県内の雇用者を増やすとか、いろいろな形態があると思う。どういう評価を下すかを審査員個々の主観に委ね過ぎてしまうと、ばらつきが出てしまうと思うので、そこは一定の基準を県が示すべきなのではないかなと私は思う。そのほかにも、例えば、障害者雇用も、直接雇用している場合もあれば、例えば、清掃の委託があるとか、優先調達をしているとか、貢献の仕方がそれぞればらばらだと思うが、こういった観点に基づいて、県としてどういう評価基準というのを示すつもりなのかというのをお聞きしたいと思う。

### 県民広聴課長

- 1 基本的に、これが基準だというのはなく、少なくとも今回の件に関して言うと、人件費や物価高騰分については、5年分を見込んで、まずは計画を立てていただきたいという形をお願いをしているところである。一方で、既存の部分でも、5年なら5年のその計画の中で、毎年度、例えば、電気代が昨今非常に上がったりしているので、増えた分については、当然企画財政部の方と協議をしながら、毎年度毎年度必要な分と想定できなかったそれ以上の何か変化があつた場合には、そういうような対応もしてきたところであるので、今後も恐らくはそういうような形で、企画財政部と調整させていただきながら対応していくような形になるかと思っている。
- 2 指摘はもっともだと思っているので、こちらについても、全体を所管している企画財政部と協議しながら、こういった形が一番分かりやすく、かつ明確に判断ができるのかの基準を考えていきたいと思う。

### 藤井委員

審査結果については、しっかり主管をしている企画財政部と連携を取るということで、是非今後の課題として進めていただきたいと思う。(意見)

- 1 一応確認で話しておきたいのが、人件費の方である。仮に人件費が、例えば、平均賃金とか、それから実質賃金とかいろいろな手法があるが、仮の話で申し訳ないが、それほど上昇しなかった場合、その場合は、計画と実際の対応について、どういうふうに整理をされるべきなのか。
- 2 部局によって多分違うのだろうと思うが、計画を作ってもらってそれに基づいてやるやり方と、年度ごとに協議をして反映させるやり方、この二つのやり方があると思うが、そのダブルウェイが少しどうなのかかなと思う。その点についても、例えば、企画財政部と協議するなどして、1回整理した方がいいのではないかというふうに思うがどうか。

### 県民広聴課長

- 1, 2 共通のお答えになって恐縮であるが、おっしゃるとおりであって、より分かりやすく、より明確に判断をするための基準というのは、いろいろと日々改定していかなければいけないことだと思っているので、企画財政部といろいろな面で協議しながら考えていきたいと思う。

## 武内委員

- 1 埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業の債務負担行為の設定について、今回は、要するに、建設あるいは運営・維持管理も全部含めて、令和6年3月から令和24年3月までのこの契約全体が対象であるということで、今回はその中で建設関係を対象として出てきたというふうに理解してよいのか。
- 2 この32億余りの金額の内訳が先ほどあったが、これの妥当性というのは、どういうふうな方法で、何に基づいて判断しているのか。
- 3 非常に長い契約、9年、それからその後14年あるが、維持管理も含めて、今後やはりこういうスライド条項がずっと適用される可能性があるのか。

## スポーツ振興課スポーツ施設整備推進幹

- 1 設計建設の費用に関するスライドである。
- 2 今回の積算に当たっては、事業契約書で、全国の工事の契約額などを基に算出されている建築費指数というものがあって、これによる改定を基本としている。建築外構工事については、指数による改定を行ったところである。一方、設備工事については、近年、需給がひっ迫しているのので、これは内閣府のガイドラインに基づいて、国にも確認した上で、見積りを採用して積算を行ったところである。
- 3 設計・建設については、この竣工までの間で、この設計建設の費用というのがあるが、その後の維持管理についても、やはり物価が変動した場合には、改定していく規定というのを契約書に盛り込んでいるところである。

## 武内委員

今回、協議の方法としては、受注者側から幾らと出てきたと思うが、この額というのは、出たままで、協議で何か変更があったとか、そういうものはないか。

## スポーツ振興課スポーツ施設整備推進幹

建築、それから外構のところは、これはその指数というのを、元々の金額に掛けて出している。なので、事業者からあったというよりは、元々の契約の金額に指数を掛けて行っている。一方、見積りのところは、見積りを取ったものを精査を行い、適正に減額をした上で採用している。

## 城下委員

- 1 指定管理について、今回も希望された事業者は2者ということで、なかなか昨今の指定管理の状況を見ても、平成12年の指定管理にするか直営にするかという法律ができて、もう二十数年経っているわけであるが、様々な課題が出てきているのかなというふうに受け止めている。今回のこの選定について、競争性と言いながら、2者しか手を挙げなかったというこの状況を、どういうふうに担当課としては捉えているのか。
- 2 費用については、それぞれ質問もあったので分かったが、(4)の選定理由の部分の令和8年度の大規模修繕による一時休館期間中にとということで、この大規模修繕は大体いつ頃を予定しているのか。
- 3 私も現場を見に行き、様々な工夫をして、平和について考える場所であり、全県からも他県からも利用されているというようなお話も聞いた。そういう中で、確か教員の方もいらっしやったと思うが、全県的にピースキャラバン、県内市町村の学校からの希望があって、そこに必要な教材も持って出向いているということだったが、全てどうも

対応できていないような状況もお聞きした。それは一つの課題だと思うが、今回のこの提案に当たって、その辺のピースキャラバンの拡充の対応はどういうふうな提案があったのか。

- 4 場所が、やはり駅から遠いということでは、非常にそこまで行く足の確保ということにも、利用者からは何かいい提案がないのかというようなお話も聞いたりしているが、その辺の利用者の拡大という観点で、こういった公共交通とか自治体との連携などは、どのような議論があったのか。

## 県民広聴課長

- 1 当然、競争性を高めるためには、数多くの方に手を挙げていただきたいところであって、2者はある意味最低限という部分というふうに思っているので、今後も手を挙げてもらうように分かりやすく提案をしたりとか、その事業の内容をというようなことでやっていかないといけないかなというふうに思っているところである。
- 2 実際には修繕を行うところとの調整に最後はなるが、私どもの考えとしては、年度後半、10月から3月までの間の半年間ぐらいであればというふうには考えている。
- 3 ピースキャラバンというのは、御存じない方もいらっしゃるかもしれないので、簡単に説明させていただくが、県内の小中学校の授業の一環として手を挙げていただき、手を挙げていただいたところに、平和資料館の職員である教員が、例えば、召集のたすきであったりとか、千人針とかの実物を持って生徒、児童たちに戦争の悲惨さとか、平和の尊さを直接伝える事業となっている。おおむね学校の希望を頂いたスケジュールで実施できているところではあるが、ただ授業の一環でもあることから、受け入れる授業の進度、進み方などによって被ってしまうというような部分もあって、お断りすることがあるのは委員指摘のとおりである。現在のところ、お断りしている件数は、年に数件というような状況であるが、今後是非こういう授業もいろいろな学校でやっていただきたいとPRをさせていただいているので、そういった中で、多くの希望を断らなければいけなくなるような事態になった場合には、こういった対応ができるのか、教育委員会等も含めながら対応していきたいなというふうに思っている。
- 4 東武東上線の高坂駅から路線バスで8分、最寄りのバス停から徒歩5分というような形であって、若しくは自家用車というような形のアクセスになっている。近くに大学もあって、そんなに辺りなどではないとは思っているが、ただ、最寄りのバス停から徒歩5分とはいえ、かなり山道を登っていったりとか、あるいは自家用車の駐車場が共用ということもあるので、満車になるというようなこともある。指摘を頂いたので、まずは従来利用者アンケートを行っているので、そこで、アクセスに関する項目を追加させていただき、課題の洗い出しからさせていただきたいと考えている。

---

## 【付託議案に対する討論】

### 城下委員

第172号議案「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」に反対の討論を行う。条例改正の主な理由として、民間給与との較差を解消するため、期末勤勉手当の年間支給割合を0.05月分引き上げるとしている。今回の改正の対象には、特別職も含まれているが、知事の期末手当については、経済情勢が昨年度と大きく変わらないとして、引上げは据え置く内容である。先の見えない物価高騰や相次ぐ上下水道料金の引上げなど、県民からは悲鳴の声が上がっている。特別職の引上げは、県議会議員の期末手当引上げにも連動するため、認め

られない。よって、本議案には反対をする。

---

### 【付託議案に対する意見の聴取（第168号議案関係）】

#### 武内委員

第168号議案「審査請求に関する諮問について」意見を申し上げる。本事案では、審査請求人はストレス等により思い悩んでいた中で、飲酒の影響もあって衝動的に行為に及んだと主張している。しかしながら、ストレスの有無にかかわらず、判断力が低下するほどの飲酒というのは、請求人の責めに帰すべき行為であり、この行為を行った背景や動機について、特に考慮する事情はないと判断する。また、審査請求人の行為は、本県の教育行政に対する県民の信頼を大きく損なうものであり、退職手当を支給することは適当ではないと考える。したがって、委員会の意見としては、「本件処分は、非違行為の内容及び程度、非違行為の公務に対する信頼に及ぼす影響などの事情を勘案した上で行われており、妥当なものと認められる。よって、本件審査請求は、棄却すべきである。」と決定すべきである。

---

### 【請願に係る意見（議請第3号）】

#### 木下委員

議請第3号について、不採択とすべき立場から発言する。

私学助成制度は、運営費補助と父母負担軽減補助との二つの柱により成り立っており、両者の補助単価を合算すると、国の標準額を上回っている。本県の父母負担軽減補助は、全国でも上位の水準にあり、私立学校の生徒数の確保にもつながるなど、私立学校の経営の健全化や運営の一助となっている。来年度、国による高校授業料無償化が実現した場合には、父母負担軽減事業補助の一般財源の一部が国庫支出金に振り替わることが見込まれるが、現在のところ詳細は不明である。厳しい財政状況に鑑みると、限られた財源を有効活用するためには、経済環境や社会情勢を踏まえた重点化や配分を考慮すべきであり、単に大幅な拡充を求める本請願には賛成できない。

#### 城下委員

議請第3号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育をもとめる私学助成についての請願」に採択を主張する。物価高騰が続く状況下で、私学の現場では、学校運営が困難を極めている。埼玉県は、全国最低の生徒1人当たりの運営費補助のため、補助金増額の要望は年々高まっている。県は、これまで、埼玉就学支援金を運営費の予算に回すことは難しいとしてきた。しかし、来年度から国の授業料助成が大幅増額となることから、これまで県が担ってきた支援金は、国によって賄われるため、その分を運営費補助に活用することができるチャンスでもある。子どもたちにとって、経済的心配なしに、豊かな教育の選択肢が広がり、学べる環境を整備することは、「埼玉県こども・若者基本条例」の、教育費の負担軽減にもつながるものである。委員各位に請願の趣旨への賛同を、紹介議員の一人としても、是非お願いし、本請願の採択を主張させていただく。

#### 町田委員

議請第3号について、不採択の立場から意見を述べる。来年度から国による私立高校の授業料実質無償化が始まる見込みである。端的に考えれば、従来、本県が重視してきた父母負担軽減のための県の単独補助の自主的負担はなくなることになる。この浮いた財源をどのように活用するのかについては、今後検討が必要である。その上で、これまで全国最

低にとどまっている運営費補助については、再考すべきタイミングと考えるが、財源を踏まえた検討が必要であり、今回の請願にある全てのことを実現することは難しいと考える。よって、本請願については不採択すべきと考える。

#### **岡村委員**

議請第3号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育をもとめる私学助成についての請願」について、不採択の立場で意見を申し述べる。本県では、お金の心配がなく学ぶことができるよう、父母負担軽減事業補助金や、奨学のための給付金など、毎年見直しを行い、私学助成を行ってきた。また、教育予算の増額に関する国への要望も提出を行うなどしてきた。国公立と私学との間で、特に格差が生じている分野については、県は積極的に助成、支援を行うべきであると考えているが、本請願の全ての項目を実現するのは、やはり財政的にも困難な点が多く、また、国において、教育無償化に向けての議論が進んでおり、今は動向を注視すべきと考えることから、無所属県民会議としては、本請願は不採択とする。

---

#### **【請願に係る意見（議請第5号）】**

##### **藤井委員**

議請第5号について、不採択を求める立場から意見を述べさせていただく。急速な高齢化を背景に社会保障給付費が大きく増大する中、国民が広く享受する社会保障の費用は、あらゆる世代が広く公平に分かち合うべきであるとする。消費税については、社会保障と税の一体改革において、消費税をはじめとする税制抜本改革で安定財源を確保し、社会保障の充実と安定化及び財政健全化の同時達成を目指すため、税率が決定されたものであるため、不採択とすべきと考える。

##### **城下委員**

議請第5号「国に対し『消費税率を5%以下に引き下げる意見書』の提出を求める請願書」に、採択の立場で意見を申し上げる。長引く物価高騰に、公共料金の値上げ、賃金や年金は追い付かず、個人消費の低迷が、地域経済にも大きな影響を及ぼし、中小企業の経営も大変厳しさを増している。消費税は、低所得者ほど負担割合が重く、不公平な税制である。政府は、社会保障の財源と言っているが、国民の社会保障費の負担は増加の一途である。さきの参議院選挙では、物価高対策をめぐり、消費税減税が争点にもなり、国民の約8割が消費税減税を求める世論調査の結果も出ている。減税の財源は、大企業の法人税や内部留保への課税による歳入確保、急増する防衛費の歳出見直しで確保することは可能である。物価高騰で苦しむ県民を応援し、地域経済の活性化のためにも、是非委員各位の賛同をお願いし、採択を主張させていただく。

##### **岡村委員**

議請第5号「国に対し『消費税率を5%以下に引き下げる意見書』の提出を求める請願書」について、不採択の立場で意見を申し述べる。消費税は景気に左右されることなく、安定した税収を得やすいものであり、年金、医療、介護、こども・子育て支援といった、なくてはならない財源であることから、無所属県民会議としては、不採択とする。

---

#### **【請願に係る意見（議請第7号）】**

##### **逢澤委員**

議請第7号について、不採択を求める立場から意見を述べさせていただく。政府は、核兵器禁止条約を「核兵器のない世界」の出口ともいえる重要な条約と認識している。唯一の戦争被爆国として、同条約が目指す核兵器根絶という目標を共有する一方、同条約は安全保障の観点で踏まえられておらず、また、核兵器保有国のみならず、日本と同様に核の脅威にさらされている非核兵器保有国からも支持を得られていないことから、核軍縮に取り組む国際社会に分断をもたらしている点を懸念している。さらに、政府は、国民の生命と財産を守る責任を有する立場から、現実の安全保障上の脅威に適切に対処しつつ、核兵器保有国及び核兵器禁止条約締結国双方の参加を得た、現実的で実践的な取組を推進していくとしている。よって、国の取組を尊重し、本請願は、不採択とすべきであるとする。

### 城下委員

議請第7号『『日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書』を決議し政府に提出することを求める請願』について、採択の立場で意見を申し上げる。被爆者の粘り強い取組が世界を動かし、核兵器禁止条約の発効に至り、昨年12月には、核兵器廃絶を訴えてきた日本被団協がノーベル平和賞を受賞した。今多くの国々が被爆者の声に耳を傾け、核兵器による安全ではなく、核兵器のない世界による安全を選択し、99か国が署名・批准・加盟をしている。唯一の戦争被爆国である日本政府は、いまだ核兵器禁止条約に参加していない。国内世論調査でも、日本も核兵器禁止条約に参加すべきとの声は7割を超えている。委員各位に、本請願の趣旨に賛同をお願いし、採択を主張する。

### 町田委員

議請第7号について不採択の立場から意見を述べる。地方議会が外交安保の方針に踏み込むことは、地方自治の範囲を超えるものであり、地方議会の請願としてなじむものではないと考える。また、その対応は慎重であるべきとも考える。よって、本請願については不採択すべきと考える。

### 深谷委員

議請第7号に対し、不採択を求める立場から発言する。昨今の世界情勢を鑑みたとき、核軍縮を取り巻く現状は、これほどまでにない厳しさを増していることは確かである。国連では、NPTやCTBTといった、核保有国と非核保有国の双方が参加できる枠組みを設け、対話を重ねてきた。一方、2017年に採択された核兵器禁止条約は、核兵器を違法化するという大きな意義を持つものの、アメリカ、ロシア、中国、イギリス、フランスなどの核保有国は交渉に参加しておらず、ドイツをはじめ、核軍縮を主導してきた国々も加盟していない現状がある。こうした状況認識の下、政府としては、核兵器禁止条約の理念を評価する一方、核保有国が一国も参加していない現状では、実効性ある核軍縮には直結しないとの立場を取っており、日本は唯一の戦争被爆国として、NPT再検討会議など、核保有国も含めた場で対話と橋渡し役を果たすことを優先している。アメリカの核抑止力に依存するドイツも、核兵器禁止条約には加盟していないが、2020年の締約国会議には、オブザーバー参加し、対話の可能性を探る姿勢を示している。日本も同様に、まずはオブザーバー参加によって、自国の立場を発信し、議論の場に関与していくことが現実的な第一歩であるとする。したがって、我々が目指すべきは、単独で条約に署名、批准することではなく、核保有国、非核保有国を巻き込みながら、世界全体を核廃絶へと導く対話の枠組みを構築することである。以上の理由から、現段階で日本政府に対し、核兵器禁止条約への参加、批准を求めることは時期早尚であり、現実的な核軍縮を前進させる道筋

として適切ではないと判断する。よって、議請第7号については、不採択とすることが適当であると考える。

#### **岡村委員**

議請第7号に不採択の立場で意見を申し述べる。条約に参加、調印、批准するだけが核兵器廃絶とならないと考えるとともに、世界での日本で置かれている状況や政府として方向性を議論していくということを第一として、無所属県民会議としては、不採択とする。

### **【所管事務に関する質問（スポーツ少年団大会の参加資格について）】**

#### **逢澤委員**

スポーツ少年団大会の参加資格についてお伺いさせていただく。埼玉県スポーツ少年団が主催する駅伝大会において、男子の部、女子の部に分かれていることで、ふだん男子の多い少年団で、男子とともに活動している女子児童が出場できない事態が生じたと聞いている。男女混合で活動している少年団も多い中で、大会のルールのために参加できない選手が出てしまうことはいかがなものかと考えるが、スポーツ少年団の大会における状況をお聞きしたい。

#### **スポーツ振興課長**

まず、委員お話しの駅伝大会は、公益財団法人埼玉県スポーツ協会の下部組織である埼玉県スポーツ少年団が主催するものである。このスポーツ少年団が主催する種目別の大会は、この当該駅伝も加え、13の種目の大会があると聞いている。そして、この駅伝大会については、今話があったように、少年団ごとに参加をして、そして、男女混合チームを認めていないという大会である。男子が多く、そして、少数の女子児童が所属する少年団において、女子児童が出場することができないというケースが起こり得る状況であった。大会を主催しているのが、埼玉県スポーツ少年団であるが、そちらの方に経緯を確認したところ、50年近く前に、この大会が創設された当時は、男子の少年団、女子の少年団として、男女分かれての活動が主だったということで、それが今にも続いているというふうに聞いている。その他の12種目の大会については、上位大会につながるレギュレーションなどのために、男子の部、女子の部を定めている、そういう合理的なものを除くと、団体競技において、小学生年代までは男女混合チームを認めたり、そして男女混合の部を設定したりするという配慮をしっかりとしており、参加できない選手が出てこないという形になっている。

#### **逢澤委員**

少し分からないところもあるが、できるところとできないところがあるというようなことを言っていたが、大会のルールによって参加できない選手が出てしまうということが問題なのではないかと私は思う。その件について、まず、スポーツ協会の下部組織ということで、スポーツ協会は大きいわけだから、そこについて県としてどう考えるのかということ、また、今後どのようにスポーツ協会に指導なり意見なり言っていくのかということをお伺いしたい。

#### **スポーツ振興課長**

まず、県としては、男女混合で行われているスポーツ少年団の活動の実態に合った大会形式で大会が行われることが望ましいと考えている。今回の駅伝大会の例で言えば、男女

混合で活動している少年団が多い現状の中で、少年団単位での出場としているにもかかわらず、男女混合の少年団として出場ができず、実際に参加できない選手が出てしまっているということについては、まず、何でそのような状況になっているかというのをしっかり確認をする必要があると思う。その上で、大会のルールを決定するのは、今、委員の方から話があったスポーツ少年団、そして、その下部組織の団体がやる場所であるが、このように少年団の活動の実態に合わないような大会ルールが見受けられた場合は、まず、そのルールの制定や趣旨や必要性が、例えば、上位大会のレギュレーションに合わせなければいけないというような、そういう合理的な理由があれば別であるが、そうでなければ、県民誰もがスポーツを楽しむことができる機会を提供するという県の方針に鑑みると、改善を促す必要があるというふうに考えている。特に当該大会については、主催する埼玉県スポーツ少年団に対して、まず、そのルールの制定の趣旨、そして、必要性などをしっかりと確認をして、合理的な理由がない場合は、来年度以降の大会が少年団の実情に合った男女混合での出場ができるよう、働き掛けてまいりたいと考えている。

### 逢澤委員

今、スポーツ少年団の大会だけのことについてお話しさせていただいたが、スポーツ少年団に加盟していない、例えば、場所によって少年野球等の団に加入していない組織も多分あると思う。この際だから、いろいろな、特に少年少女の大会、スポーツだけではなく、いろいろなもの、今もう、こういう時代に昔の歴史がと言いながら続いてきているものもたくさんあると思うが、県として調べられる範囲は、そういったところも調べていただいて、見直すことが必要であろうというところには、事が起きてから言うのではなくて、是非とも事前の段階でそういったことを知らしめていくのが大事だと思うが、いかがか。

### スポーツ振興課長

委員のお話はもっともである。県としても、このスポーツ少年団が、今、実際に男女で一緒に活動しているという実情がある。そのほかの団体等についても、そのような状況が見られるか、そして、もし見られるとすれば、同じように改善を働き掛けていくという形をしていきたいと思う。